

97		長寿社会づくりソフト事業(特定事業)			
担当部局名	保健医療介護部	担当課室名	保健医療介護総務課	TEL	092-643-3239
ハード・ソフトの別		( )ハード (○)ソフト ( )両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	<p>高齢社会対策の推進を図るための人材の養成に資する事業等で、財団が特に推進する必要があるものとして定める事業(事業の全てを委託する事業は対象外)</p> <p>ア. 地域医療技術向上推進事業(研修事業・研究事業)</p> <p>イ. 地域医療機関と住民との連帯推進事業</p> <p>ウ. 健やかコミュニティモデル地区育成事業</p> <p>エ. 介護保険制度等充実支援事業</p> <p>オ. 保健・医療・福祉事業等推進調査事業</p>			
	対象団体 (事業主体)	市町村			
	採択要件	<p>国または地方公共団体の補助金を受けていない事業(交付基準)</p> <p>ア. (研修事業) へき地等の公的医療機関に勤務している又は勤務した経験を有する医師が医療技術の向上を図るため勤務地を離れて、大学その他の研究機関等で、研修等を受けるための費用及び代替派遣医師の給与等の費用</p> <p>(研究事業) 公立病院等に勤務する医師等が共同で行う調査研究で、(公財)地域社会振興財団の研究事業採択審査委員会において審査を経た事業</p> <p>イ. 地域医療機関と住民とが参加して行う事業で、保健・スポーツ・レクリエーション等の事業</p> <p>ウ. コミュニティが主体となつて行う事業で、市町村がコミュニティに対し直接助成する事業</p> <p>エ. 介護保険制度の充実支援に関する事業で、地域特性を踏まえた、独自の又は先進的な事業</p> <p>オ. 市町村が主体となつて、地域住民を対象とした意識・実態・ニーズ等の調査・分析を行う事業</p> <p>なお、採択にあつては(公財)地域社会振興財団が審査を行う。</p>			
	補助主体	( )国庫 ( )県単独 (○)その他【(公財)地域社会振興財団】			
	財政支援措置	<p>助成率は、助成の対象となる経費の100%以内(交付基準)</p> <p>ア. (研修事業) 1事業あたり10,000千円以内</p> <p>(研究事業) 1事業あたり5,000千円以内</p> <p>イ. 1事業あたり2,000千円以内</p> <p>ウ. 1事業あたり2,000千円以内</p> <p>エ. 1事業あたり2,000千円以内</p> <p>オ. 1事業あたり3,000千円以内</p>			
	ヒア・申請の時期等	実施前年度11月頃県に通知され、その後各市町村へ連絡			
根拠法令・要綱等	地域医療等振興事業費交付金交付事業実施規程				
制度創設年度	平成元年度	改正・見直し等の予定の有無	( )有 (○)無		
関係省庁等	(公財)地域社会振興財団				
最近の実績	<p>ア. (研修事業) (研究事業)</p> <p>平成29年度 八女市 平成28年度 小竹町</p> <p>平成30年度 八女市</p> <p>令和元年度 八女市</p> <p>令和2年度 八女市</p> <p>ウ. 令和2年度 福津市</p> <p>令和2年度 うきは市</p> <p>エ. 平成30年度 添田町</p> <p>令和元年度 直方市</p> <p>オ. 平成29年度 篠栗町</p> <p>令和2年度 吉富町</p> <p>カ. 平成30年度 大牟田市</p>				
担当からのコメント	<p>・地域医療等振興事業費交付金交付事業実施規程に基づき、毎年度、対象事業の交付方針を決定するため対象事業は変更の可能性あり。</p> <p>・事業申請、実施報告等は県を経由して行うこととなっている。</p>				

98		老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業)			
担当部局名		保健医療介護部	担当課室名	健康増進課	TEL 092-643-3270
ハード・ソフトの別		( )ハード (○)ソフト ( )両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	老人の保健及び健康増進等を図るため、先駆的、試行的な老人保健、老人福祉、健康増進事業等に対する助成を行い、老人保健福祉サービスの一層の充実や介護保険制度の基盤の安定化に資することを目的とする。			
	対象団体 (事業主体)	県、市町村、厚生労働大臣が特に認めた法人等			
	採択要件	先駆的、試行的な老人保健、老人福祉、健康増進事業等			
	補助主体	(○)国庫 ( )県単独 ( )その他( )			
	財政支援措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国庫 10/10</li> <li>・対象事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険制度の推進、定着のための支援事業</li> <li>・高齢者の自立支援及び元気高齢者づくりのための調査研究等事業</li> <li>・その他高齢者の保健福祉の推進のための特別事業</li> </ul> </li> <li>・実施期間 単年度</li> </ul>			
ヒア・申請の時期等	県、国ヒアリング(5~6月)、内示(7月)、交付申請(8月)				
根拠法令・要綱等	老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)交付要綱				
制度創設年度	平成2年度	改正・見直し等の予定の有無	( )有 (○)無		
関係省庁等	厚生労働省				
最近の実績	平成29年度採択状況 市町村 0件 平成30年度採択状況 大牟田市 1件 令和元年度採択状況 市町村 0件 令和2年度採択状況 市町村 0件				
担当からのコメント					

99	地域猫活動支援事業				
担当部局名	保健医療介護部	担当課室名	生活衛生課	TEL	092-643-3281
ハード・ソフトの別	( )ハード ( )ソフト (○)両方				
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	<p>飼い主のいない猫の過剰繁殖やトラブル防止のため、地域の合意のもとに行う不妊去勢手術や給餌場・トイレの整備など猫を適正に管理する地域猫活動に取り組む市町村に対し、次の支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術的支援（個別協議実施、啓発資材作成、サポーター派遣等）</li> <li>・市町村助成（不妊去勢手術費、資材購入費）</li> </ul>			
	対象団体 (事業主体)	市町村(北九州市、福岡市、久留米市を除く。)			
	採択要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動地域を認定すること。</li> <li>・活動予定地域での活動者の役割分担等を明記した事業計画を作成すること。</li> <li>・地域猫活動に要する保護器等の資材を準備すること。</li> <li>・飼い主のいない猫の不妊去勢手術により過剰繁殖を防止すること。</li> <li>・猫の給餌やトイレの管理を行い快適な生活環境の保持増進に努めること。</li> </ul>			
	補助主体	( )国庫 (○)県単独 ( )その他【 】			
	財政支援措置	<p>【技術的支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別協議等の実施</li> <li>・啓発資料の提供</li> <li>・サポーター派遣</li> </ul> <p>【市町村助成】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不妊去勢手術費、猫除け装置等の資材購入費の助成。</li> </ul>			
	ヒア・申請の時期等	実施年度の4月から2月に申請			
根拠法令・要綱等	福岡県地域猫活動支援事業補助金交付要綱				
制度創設年度	平成26年度	改正・見直し等の予定の有無	(○)有 ( )無		
関係省庁等	環境省(住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン)				
最近の実績	実施年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
	実施	12市町	9市町	10市町	
	手術	239匹	211匹	185匹	
担当からのコメント	<p>・地域猫活動地域を認定し、活動に係る支援を行う市町村に対し、活動地域の飼い主のいない猫の不妊去勢手術費等を助成する。</p> <p>令和2年度 不妊去勢手術費 定額補助(令和3年度以降2分の1補助) 資材購入費 2分の1補助(上限額5万円)</p>				

100	へき地医療施設等運営費補助事業				
担当部局名	保健医療介護部	担当課室名	医療指導課医師・看護職員確保対策室	TEL	092-643-3330
ハード・ソフトの別	( )ハード (○)ソフト ( )両方				
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	市町村等が運営するへき地診療所、巡回診療車及び患者輸送車の運営費に対して補助することにより、へき地における住民の医療を確保するもの。			
	対象団体 (事業主体)	へき地診療所等を運営する市町村、公的医療機関等			
	採択要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・へき地診療所運営事業 国庫補助を受けて設置したへき地診療所(国民健康保険直営診療所を除く。)又はへき地において当該地域(へき地診療所整備基準に定める地域)唯一の医療機関として住民の医療確保を担当している診療所の運営事業</li> <li>・へき地巡回診療車運営事業 無医地区等に対する巡回診療を行う巡回診療車の運行事業</li> <li>・へき地患者輸送車運行事業 へき地の患者を最寄の医療機関まで輸送する患者輸送車の運行事業</li> </ul>			
	補助主体	(○)国庫 ( )県単独 ( )その他【 】			
	財政支援措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・へき地診療所運営事業 <ol style="list-style-type: none"> <li>1)補助率・・・2/3</li> <li>2)対象経費・・・事務費、研究費、医療費、伝送装置経費</li> </ol> </li> <li>・へき地巡回診療車運営事業 <ol style="list-style-type: none"> <li>1)補助率・・・1/2</li> <li>2)対象経費・・・人件費、需用費、委託料等</li> </ol> </li> <li>・へき地患者輸送車運行事業 <ol style="list-style-type: none"> <li>1)補助率・・・1/2</li> <li>2)対象経費・・・人件費、需用費、委託料等</li> </ol> </li> </ul>			
	ヒア・申請の時期等	交付申請 4月			
根拠法令・要綱等	医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱、へき地保健医療対策等実施要綱				
制度創設年度	昭和60年度	改正・見直し等の予定の有無	( )有 (○)無		
関係省庁等	厚生労働省				
最近の実績	<p>補助事業者 北九州市(藍島診療所)、福岡市(玄界診療所)、新宮町(相島診療所)、みやこ町(やまびこ診療所)、東峰村(村立診療所、村立鼓診療所)、八女市(矢部診療所)、社会医療法人天神会(辺春診療所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度実績 補助金交付計・・・78,817千円</li> <li>・令和元年度実績 補助金交付計・・・76,510千円</li> <li>・令和2年度実績 補助金交付計・・・75,111千円</li> </ul>				
担当からのコメント					

101	へき地医療施設等施設整備費補助事業				
担当部局名	保健医療介護部	担当課室名	医療指導課医師・看護職員確保対策室	TEL	092-643-3330
ハード・ソフトの別		(○)ハード ( )ソフト ( )両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	市町村等が行うへき地診療所の施設整備事業に対して補助することにより、無医地区等における住民の医療を確保するもの。			
	対象団体 (事業主体)	市町村、公的医療機関等			
	採択要件	市町村等がへき地診療所及びその医師住宅等の新築、買収、増築、改築(老朽度が著しいため、診療行為に支障を来しているものに限る。)及び改修(既存のへき地診療所の改修は除く。)に係る施設整備事業			
	補助主体	(○)国庫 ( )県単独 ( )その他【 】			
	財政支援措置	1) 補助率 1/2 2) 対象経費 診療所、医師住宅、看護師住宅の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費及び買収に要する経費 ※ ただし、既存のへき地診療所における改修は補助の対象外。			
	ヒア・申請の時期等	事業計画調査前年度 10月 交付申請 5月			
根拠法令・要綱等	医療施設等施設整備費補助金交付要綱				
制度創設年度	昭和 54 年度	改正・見直し等の予定の有無	( )有 (○)無		
関係省庁等	厚生労働省				
最近の実績	なし				
担当からのコメント					

102	へき地医療設備整備費補助事業				
担当部局名	保健医療介護部	担当課室名	医療指導課医師・看護職員確保対策室	TEL	092-643-3330
ハード・ソフトの別		(○)ハード ( )ソフト ( )両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	市町村等が行うへき地診療所の医療機器、巡回診療車及び患者輸送用マイクロバス等の整備事業に対して補助することにより、無医地区等における住民の医療を確保するもの。			
	対象団体 (事業主体)	へき地診療所を運営する市町村、無医地区が所在する市町村、公的医療機関等			
	採択要件	①へき地診療所(国民健康保険直営診療所を含む。)設備整備事業 ②へき地患者輸送車整備事業 ③へき地巡回診療車整備事業 ④へき地・離島診療支援システム設備整備事業			
	補助主体	(○)国庫 ( )県単独 ( )その他【 】			
	財政支援措置	・補助率 1/2 ・対象経費 ①へき地診療所として必要な医療機器購入費 ②患者輸送用マイクロバス、又はワゴン車等の購入費 ③巡回診療用自動車及び積載する医療機械器具購入費 ④へき地・離島における診療支援に必要な画像伝送・受信システム、テレビ会議システム及び附属機器等の購入費			
	ヒア・申請の時期等	事業計画調査前年度 10月 交付申請 4月			
根拠法令・要綱等	医療施設等設備整備費補助金交付要綱				
制度創設年度	昭和54年度	改正・見直し等の予定の有無		( )有 (○)無	
関係省庁等	厚生労働省				
最近の実績	・平成30年度 八女市 補助金交付・・・429千円 宗像市 補助金交付・・・849千円 新宮町 補助金交付・・・702千円 みやこ町 補助金交付・・・864千円 大島歯科診療所 補助金交付・・・1,181千円 補助金交付計・・・4,025千円  ・令和元年度 実績なし  ・令和2年度 八女市 補助金交付・・・2,640千円 宗像市 補助金交付・・・737千円 みやこ町 補助金交付・・・880千円 補助金交付計・・・4,257千円				
担当からのコメント					

103	市町村緊急短期雇用創出事業				
担当部局名	福祉労働部 労働局	担当課室名	労働政策課	TEL	092-643-3585
ハード・ソフトの別		( ) ハード (○) ソフト ( ) 両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	新型コロナウイルス感染症の影響により、学生、留学生を含め働く場を失った方に対し、緊急に短期の雇用を創出することを目的とする			
	対象団体 (事業主体)	市町村			
	採択要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響により、学生、留学生を含め働く場を失った方に対して短期(概ね3か月程度)の雇用・就業機会を創出することを目的とした事業</li> <li>・市町村が自ら実施する事業(会計年度任用職員の直接雇用)又は民間企業等に委託等を行う事業を対象とする</li> </ul>			
	補助主体	( ) 国庫 (○) 県単独 ( ) その他【 】			
	財政支援措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村の事業に要する経費に対し、県が1/2を補助</li> <li>・市町村事業の経費に占める支援対象者の人件費の割合は、7割以上を原則とする</li> </ul>			
	ヒア・申請の時期等	令和3年6月中旬までに申請(2次申請)			
根拠法令・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福岡県緊急短期雇用創出事業実施要綱</li> <li>・福岡県緊急短期雇用創出事業交付金交付要綱</li> </ul>				
制度創設年度	令和2年度	改正・見直し等の予定の有無	( ) 有 (○) 無		
関係省庁等					
最近の実績	令和2年度交付申請数：30市町村 令和3年4月(1次申請)交付申請数：18市町村 ※令和3年6月中旬まで2次申請を受付				
担当からのコメント					